

ID: 784

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等（第10条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第10条の規定による。                  （原状回復）                  第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。                  2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日